

地域指定年度	昭和 4 7 年度
計画策定年度	昭和 4 9 年度
計画見直し年度	平成 元年度
	平成 1 0 年度
	平成 2 5 年度

茅野農業振興地域整備計画書

平成 2 5 年 5 月

長野県 茅野市

目 次

第 1	農用地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	農業生産基盤の整備開発計画・・・・・・・・	9
	付図 農業生産基盤整備開発計画	
第 3	農用地等の保全計画・・・・・・・・	10
	付図 農用地等保全整備計画図	
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 ・・・・・・・・	12
第 5	農業近代化施設の整備計画・・・・・・・・	15
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画・・・・・・・・	17
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画・・・・・・・・	18
第 8	生活環境施設の整備計画・・・・・・・・	19
第 9	付図・・・・・・・・	別添
	1 土地利用計画図（付図 1 号）	
	2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	
	3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	
	4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

茅野市は、長野県中部のやや東より、諏訪盆地の中央に位置し、八ヶ岳連峰の広大な裾野にあり総面積は26,588haで、東は八ヶ岳連峰を境として南佐久郡に、北は蓼科山等により北佐久郡と小県郡に、西は諏訪市、南は富士見町と原村、西南部は杖突峠等によって伊那市に接しています。

地形は、東は八ヶ岳連峰から緩やかに伸びる丘陵が大扇状地を形づくり、西はJR中央東線を境とし諏訪盆地の沖積平野の一部を占め、肥沃な耕地を形成しています。

地質は、市域の西方及び南方に糸魚川―静岡構造線（フォッサ・マグナ）と中央構造線（メディア・ライン）のふたつの構造線が走っています。

気候は、内陸性気候の特性を有し、晴天日数が多く四季の変化に富み、寒暖の差が大きく、大気は乾燥し空気は清澄です。

人口は、平成22年国勢調査時で56,391人、世帯数は21,687世帯となっており、平成12年からの10年間でそれぞれ1,550人増、2,223世帯の増加となっています。

産業別就業人口比率は、平成22年現在、第1次産業が7.4%、第2次産業が35.3%、第3次産業が52.6%であり、平成12年からの10年間でそれぞれ1.8%減、5.8%減、3.5%増となっています。

本市は、行政区全域を都市計画区域指定し、用途区域と八ヶ岳中信高原国定公園の一部を占める森林地帯と、これに挟まれた丘陵地帯の農村地域に大別され、土地利用については、総面積26,588haのうち森林原野が20,112ha（76%）を占め、農用地は2,702ha（10.2%）、住宅・河川・道路・その他が3,774ha（14.2%）となっています。

農業振興地域面積は5,720ha、そのうち農用地が2,702ha（47.2%）、農業用施設用地が5ha（0.1%）、森林原野1,388ha（24.3%）、その他1,625ha（28.4%）となっています。

本市は水稻の単作を中心に、野菜、花卉の園芸品目の生産が盛んですが、農業従事者の高齢化や農業経営の厳しさなどにより農業の担い手の減少や土地利用率の低下、有害獣による農作物被害により営農意欲は減退し、遊休・荒廃農地の増加が懸念されています。

今後の土地利用については、無秩序な農振除外や農地転用を防止し、ほ場整備事業によ

り整備された優良農地はもとより、農用地区域の適切な維持・保全・管理を行います。

また、農業経営の安定と生産力の確保、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持のため、地域の合意形成を図りながら、農用地の集団化、団地化、流動化等による効率的な農業経営を育成し、創意工夫による有効活用を図ることにより、地域の農業の振興を進めます。

農業振興地域内用途区分別土地利用計画

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H23 年)	2,702	47.2	5	0.1	1,388	24.3	520	9.1
目標 (H33 年)	2,622	45.8	5	0.1	1,421	24.9	545	9.5
増減	△80		0		33		25	

区分 年次	工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	109	1.9	996	17.4	5,720	100
目標	115	2.0	1,012	17.7	5,720	100
増減	6		16		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 2,707ha のうち、概ね次の a～d に掲げる農用地以外の農地で、e「農用地区域の設定基準」の(a)～(c)に該当する農用地約 1,831ha について農用地区域を設定する方針です。

a 公共的利用に供される農用地

道路、河川等公益性が特に高いと認められる施設に供される農地は、農地としての見

込みがなく、農業振興における営農上の利用においてその確保が適当でない農用地。

- b 集団的規模条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地。
土地基盤整備が実施されておらず、小規模で連担性が認められない農用地（開発によるスプロール化等）、土地基盤整備事業区域から取り残された不整形地、小規模農地で近代的農業経営が見込めず、その利用確保が地域の農業振興において適当でない農用地。
- c 集落区域内に介在する農用地
集落に介在している、または、孤立的に存在している農用地区域内の農地で、その利用確保が地域の農業振興において適当でない農用地。
- d 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地。
山林原野内に点在、分散された農用地及び山際傾斜地にある農用地で、その立地条件（位置・地形・面積）、耕作条件等、農業振興における営農上の利用においてその確保が適当でない農用地。
- e 農用地区域の設定基準
- （a）集団的に存在する農地
一定規模の集団的な農用地
- （b）土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地
- ・農業用排水施設又はこれに準ずる事業
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成 等
- （c）（a）及び（b）以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・果樹、野菜等の地域の特産物を生産している農地で、産地の形成を確保しておくことが必要なもの
 - ・収益性の高い野菜・花卉のハウス団地
 - ・周辺の優良農地の保全や、農業水利上への悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・特定農業法人が集積するとされている農用地

(イ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在しまたは隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農業経営規模拡大を図るため、集团的農用地として開発することが適当な土地及び農用地区域内に介在しまたは隣接するものであって、一体的に保全整備を図ることが適当な土地について、農用地区域を設定します。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農業上の利用の増進を図る農用地については、水稻を基盤とした野菜、花卉等の園芸品目との複合経営を中心に推進していきます。また、近年は遊休、荒廃地対策として推進してきましたソバの生産が急増し、土地利用型品目の作付けの一翼を担っています。

今後も優良農地の確保と有効利用促進のため、多様な担い手の育成を図り生産体制の強化を推進すると共に、地域の特性を生かし、特産品目の団地化を図り農用地利用の高度化を推進していきます。

本地域内の目標年（平成 33 年）における農用地区域面積を概ね 1,822 h a と設定します。

農用地区域面積の見通し

単位：ha

項目	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林原野等
現況 (平成 23 年)	1,826.9	0	0	4.3	1,831.2	13.2

目標 (平成 33 年)	1,818.2	0	0	4.3	1,822.5	13.2
増減	△8.7	0	0	0	△8.7	0

地区別面積

単位：h a

区分 地区	農 地			採草放牧地・混牧林地			農業用施設用地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
宮 川	132.8	132.3	△0.5	—	—	—	0.2	0.2	—
米 沢	134.1	133.3	△0.8	—	—	—	0.2	0.2	—
豊 平	335.8	333.4	△2.4	—	—	—	0.8	0.8	—
玉 川	264.6	262.6	△2.0	—	—	—	1.1	1.1	—
泉 野	298.4	297.2	△1.2	—	—	—	0.3	0.3	—
金 沢	93.8	93.4	△0.4	—	—	—	0.6	0.6	—
湖 東	270.0	269.0	△1.0	—	—	—	0.8	0.8	—
北 山	297.4	297.0	△0.4	—	—	—	0.3	0.3	—
計	1,826.9	1,818.2	△8.7	—	—	—	4.3	4.3	—

区分 地区	計			森林・原野		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
宮 川	133.0	132.5	△0.5	1.0	1.0	—
米 沢	134.3	133.5	△0.8	0.1	0.1	—
豊 平	336.6	334.2	△2.4	5.2	5.2	—
玉 川	265.7	263.7	△2.0	0.3	0.3	—
泉 野	298.7	297.5	△1.2	1.1	1.1	—
金 沢	94.4	94.0	△0.4	3.1	3.1	—
湖 東	270.8	269.8	△1.0	0.8	0.8	—
北 山	297.7	297.3	△0.4	1.6	1.6	—
計	1,831.2	1,822.5	△8.7	13.2	13.2	—

イ 用途区分の構想

(ア) 宮川地区

当地区は市の南部に位置し、標高 770m～980m に耕地が分布しています。市道 1 級 16 号線(通称:坂室・田沢・丸山線)と 1 級河川弓振川に挟まれた農用地約 133ha は、水田とセルリー・パセリ等の洋野菜の団地、花卉栽培として利用され水田占有率も高くその規模は大きくなっています。

この地区は、ほかの地域で高齢化等による農業後継者が減少している中で、比較的農家子弟・後継者が多く、産地としての継続が十分に可能なため、地域特産物等の振興と優良農地の確保・保全に努め自立経営農家への農地の集積を図れるよう、主産地化計画とあわせ農用地としての利用を進めます。

(イ) 米沢地区

当地区は市の北部に位置し、標高 830m～980m に耕地が分布しています。1 級河川上川の西側から山林までの間には 1 級河川前島川、同じく檜沢川、同じく横河川の三河川が流れ、これらの沢筋で農地は分断されていますが、農用地約 134ha は、地域ブランドである「米沢米」の産地として、またカーネーション・スターチスを中心とした花卉栽培が盛んに行われています。

平坦地帯は、水稻単作地帯で兼業化が進み、将来とも水稻作が中心となっていくものと予想されますが、市街地区域よりも米沢工業団地があり、県道茅野停車場八子ヶ峰公園線の沿線農地は観光客相手の小店舗又は大型店舗が進出し、農用地のスプロール化が進行しています。

山間地にあつては、土地基盤整備事業が完了しており、花卉の団地化を進める一方、新たな特産品種(夏秋イチゴ・ブルーベリー)を選定し生産性の向上を図ります。

当地区は、古くからの諏訪地方における良質米産地として農地の利用を図っており、今後も花卉との複合経営を定着させ、生産の合理化を図ることにより農用地としての利用を進めます。

(ウ) 豊平地区

当地区は市の東部に位置し、標高 830m～1,140m に耕地が分布しています。国道 152 号線と 1 級河川柳川に挟まれた農用地約 336ha は、主として水田地帯ですが山間棚田が比較的多くなっています。

また、高冷地の立地条件を生かした大根栽培が中心の一大野菜産地が形成されていましたが、近年、雨除けハウスの導入によりほうれん草栽培や柳川周辺では花卉栽培も行われており、本市の農振地域の中心に位置し、一団の優良農地の中、近代的農業が行われ生産性の高いところです。

一方、地区の西側には、諏訪東京理科大学や福沢工業団地等によって、周辺農地は農地条件の悪さもあつて農業以外への土地利用が進む傾向があります。

以上の立地条件から、土地基盤整備事業が行われた優良農地を利用して、水田との複合による花卉、野菜の畑作経営を更に生産性の高い団地とするため農用地の有効利用を進めます。

(エ) 玉川地区

当地区は市の東南部に位置し、標高830m～1,000mに耕地が分布しています。県道上槻木矢ヶ崎線から弓振川に挟まれた農用地約265haは、水田地帯とセルリー・パセリを中心とした洋野菜と一部花卉の畑作地帯とに大別されます。広大な農地が市街地に近く、近年は宅地造成が盛んに行われ、開発指向が強く、農地のスプロール化、混住化が進み地域の生活環境にも影響が出ています。

この地区は市内でも早くから住環境型基盤整備事業に着手し、水田の汎用化とともに施設野菜の団地化に成功しているところもあります。

今後は、個々の農業から集団的な農業へと転換を促し、生産性の向上を図るとともに、長い伝統に培われた農業技術を現代の農業経営に反映させ、農用地としての利用を進めます。

(オ) 泉野地区

当地区は市の東南部に位置し、標高980～1,150mに耕地が分布しています。柳川を挟み北は大泉山、南は原村境までの農用地約298haは、水田地帯と菊を主とする花卉栽培、パセリ栽培の畑作地帯とに大別されます。農道、水路等は順次整備されてきていますが、不整形の棚田のため山間農地では遊休荒廃地が目立ち、標高も高く労働生産性は低くなっています。畑地は花卉とパセリの生産形成がされており、雨除けハウス導入によるほうれん草の栽培も盛んとなり、今後も野菜団地として育成を進めていきます。

土地基盤整備事業により、優良農地が確保されていますので、生産性の向上を図る地域として柳川の北側は水田・花卉・野菜、南側は水田・洋野菜の用途に区分し、高冷地の特性を活かした農業経営の安定を図り、農用地としての利用を進めます。

(カ) 金沢地区

当地区は市の南部に位置し、標高810m～990mに耕地が分布しています。南端は富士見町、原村に接し、国道20号を中心に細長い範囲の農用地は約94haと絶対量は少なく、小規模で狭小な農地が多く経営耕地面積も市の平均より低くなっています。山間農地は次第に荒廃し、兼業化が進んでいるのが現状です。

経営内容は、果樹栽培、キャベツ、ほうれん草、ブロッコリー等の野菜栽培及び花卉栽培が中心で、地域の後継者、担い手不足から、ソバの栽培が広がっています。

今後も、省力作物を中心とした営農形態の促進を図り、農用地としての利用を進めます。

(キ) 湖東地区

当地区は市の東部に位置し、標高900m～1,240mに耕地が分布しています。国道299号線を中心に両側に連坦する水田地帯と、県道渋の湯堀線と1級河川角名川・

渋川に囲まれた水田地帯の農用地約270haは、地形上沢や崖等により耕地が分断され、耕地規模は他地区より広いものの分散の状態にあります。また、高冷地の立地条件を活かした高原野菜の野菜生産団地と、リンドウ等の花卉栽培地域とに分けられます。

しかし、標高1,200m付近では有害獣による被害が多く、冷害も受けやすいことから耕作意欲が薄れがちで、山間部の農地は遊休荒廃地化の傾向にあります。

また、転作田を利用した野菜栽培と花卉栽培を近代的にいかに効率よく生産性を上げるかが課題で、併せて有害獣被害対策と改善計画を進めながら農地としての利用を図ります。

(ク) 北山地区

当地区は市の北部に位置し、標高940m～1,150mに耕地が分布しています。国道299号線、国道152号線の両側には農用地約297haがあり、1級河川音無川と滝の湯川の間広がる地域では、一団の優良農地で花卉栽培が主に経営されており、連作障害の対策として輪作体系・田畑転換を図るなど、早くから集落営農の組織化が進み、経営体の法人化により水稻作を基調に花卉生産団地化を進めています。

今後も水田地帯としての団地形成を進め、花卉栽培についても奨励しながら農用地の利用を進めます。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域における農用地は、八ヶ岳裾野一体の傾斜地に位置し、沢地・尾根地など起伏の多さから小区画不整形なほ場が占め、水利条件にも恵まれなかったことからほ場整備や農道・水路等の土地改良事業の積極的な導入を図ってきました。農業振興地域内に計画したほ場整備に伴う事業の達成率は100%（1,473ha）となっています。良好な営農条件を確保するために、これまでに整備されたほ場、水利施設、農道等について、機能診断や予防保全対策を図ります。

また、自然環境の保全や農村景観の形成、多面的機能の維持等が発揮できる農業生産基盤の整備を推進します。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営 農道保全対策事業 湖東・豊平地区	舗装工 L=3,000m	笹原・中村 南大塩	60ha	付図2 1	
県単 土地改良事業 滝之湯堰地区	用水路工 L=3,240m	湖東・豊平	497ha	付図2 2	
県営 土地改良事業 ため池檜の木地区	ため池工 1箇所	北山	11ha	付図2 3	
ほ場整備事業 玉川地区	造成工 1箇所	広田	15ha	付図2 4	
市単 土地改良事業	農道舗装工	市内全域	—	—	
市単 土地改良事業	用排水路工	市内全域	—	—	

3 森林整備その他林業の振興と関連

本市の76%は森林原野で占められており、この森林資源の確保にあわせて治水、水源の

涵養等の保全、大気浄化など自然環境の整備保全等、森林の有する多面的機能を総合的に発揮させるとともに、無秩序な開発等を防ぎ、里山の環境保全に努めるとともに農業との一体的な振興を図ります。

4 他事業との関連

国道152号線のバイパス、都市計画道路等の道路建設計画事業等と連携を図りながら、農業生産基盤の整備開発計画を進めてまいります。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業は、農用地を活用して農産物の生産・供給を行うとともに、水源の涵養、災害の防止、自然環境の保全、景観の形成等多面的機能を有しており、将来にわたってこれら機能を十分に発揮するため農用地の保全・管理を図っていく必要があります。

今後は、農業振興地域整備計画に即して農用地の保全を図るほか、第4次茅野市総合計画及び国土利用計画第二次茅野市計画に基づいた秩序ある土地利用計画の確保に努めます。

特に、農業従事者の高齢化等による担い手の減少で懸念される耕作放棄地の発生を抑制・防止するため、集落営農組織や農事組合法人による農用地利用調整機能と地域の中心となる経営体への利用集積を推進することで農地の保全を図ります。

中山間地域においても、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、「中山間地域等直接支払事業」、「農地・水保全管理支払交付金」等を活用し、担い手の確保、適正な集落活動による農業生産活動の維持等により、農用地の保全管理を図っていきます。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の保全管理	24地区	200ha	付図3 1	
農地・水保全管理支払交付金	農地・水路・農村環境の保全と水路の長寿命化の推進	10地区	413ha	付図3 2	

3 農用地の保全のための活動

(1) 多様な担い手による有効活用

農業上の利用の増進を図る農用地については、水稻を基盤に、野菜・花卉の複合経営による農業を推進するために、J A営農センター及び市農業支援センター機能の充実により、地域の中心となる経営体として認定農業者や集落営農組織、農事組合法人等を主体に、多様な担い手による活用を図ります。

(2) 遊休農地の対策

農業委員会や農地利用集積円滑化団体と連携を図りながら集落営農組織、農事組合法人に加え地域の中心となる個別経営体による農作業受委託の推進と、利用権設定等による農用地の流動化を促進し、遊休農地の有効活用及び発生防止に取り組みます。

遊休荒廃地対策に有効な土地利用型品目として、また高齢化対策として、省力作物という特性を生かしたソバ栽培を普及させることにより農用地の保全を図ります。

(3) 中山間地域等直接支払制度の活用

農業生産条件が不利な中山間地域においては、農用地の保全・活用が断続的に維持される環境づくりを促進するため、中山間地域等直接支払制度を活用し、農用地の保全を図ります。

(4) 農地・水保全管理支払交付金及び環境保全型農業直接支払いを活用した活動

農地・農業用水等の資源や農村環境づくり、環境にやさしい先進的な営農活動を、地域ぐるみの共同活動と農業者の環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業への取り組みにより、地域の財産である農地・水・環境の保全を図ります。

4 森林の整備その他林業の振興と関連

山際など森林と隣接する農用地等の保全にあたっては、「茅野市林業振興ビジョン」を踏まえ、森林の有する災害防止機能や水源涵養機能等の多面的機能を十分発揮できるよう、森林資源の維持増進に配慮します。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の

効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の

効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市における農業は、将来とも水稻を基盤として、野菜、花卉等との複合経営を推進します。特に「茅野市農業振興ビジョン」の基本目標である「茅野市の特性を生かした個性と魅力ある産地づくり」を目指し、中・長期的な課題、短期的な課題と方針を整え、地域の活性化につながるよう他産業と連携しながら、次のような農業の体質強化を図ります。

重点作物の取組みは、米の需給動向等に即応した計画的な水田利用を図るとともに、水稻を中心とした土地利用型の複合経営を支援することで収益性の高い農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じた園芸作物やソバの作付を推進するとともに、農地の流動化や農作業受委託等により、経営の拡大及び安定化、収益性の強化を図ります。

園芸作物では、引き続き高冷地の気象条件を活かした産地化を促進し、多様な担い手の育成等、円滑な経営の継承を図るとともに、産地の維持・拡大に努めます。

集落営農組合や農事組合法人等による集落営農体制・機能を活用し、認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地流動化助成金や農地流動化担い手育成助成金、農地利用集積円滑化事業等による利用集積を積極的に図り、担い手経営体の望ましい農業経営の実現を目指すとともに、優良農地の確保・保全と耕作放棄地の防止に努めます。

ア 認定農業者（個別経営体）

プロの農業者として計画的に自己の経営の改善・拡大を目指し、経営の合理化、農地の利用集積、高収益作物の導入、高品質な農産物の生産等に取り組むと共に、農事組合法人・集落営農組合・兼業農家等多様な担い手と連携した活動を行います。

主たる農業従事者の目標所得を 450 万円/年、目標労働時間 2,200 時間/年とし、効率

的安定的な農業経営を目指します。

イ 集落営農組合・農事組合法人（地域経営体）

地域農業の主体的な担い手として、地区の土地利用型農業を中心に、園芸作物等、収益性の高い農業経営、高品質な農産物の生産、農産物加工や販売等、幅広い農業を目指します。

また、地域内の責任活用と利用集積及び農作業・機械作業の受委託など、地域農業をリードする多様な担い手として活動を図ります。

ウ 兼業農家等

地域農業の進むべき方向性について集落営農組織等と連携し、地域農業の構成員として地域の活性化と農地の保全に努めます。

目標とする営農類型は、次のとおりとします。

	営農類型	目標規模 ha	作目構成 面積：ha	戸数 (経営体数)
法人 経営	花卉類	2.1	カーネーション 0.2 花苗物 0.9 シクラメン 0.2 ハーブ苗物 0.5 その他 0.3	1
	そば	28.2	そば 28.2	2
個人 経営	そば専作	80.0	そば 80.0	1
	そば+キャベツ	5.0	そば 3.0 キャベツ 2.0	20
	そば+水稻	18.3	そば 8.3 水稻 10.0	13
	水稻+大根	15.3	水稻 15.0 大根 0.3	4
	水稻+パセリ	12.5	水稻 12.0 パセリ 0.5	10
	水稻+トルコギキョウ	18.3	水稻 18.0 トルコギキョウ 0.3	4
	キャベツ+大根	3.0	キャベツ 2.0 大根 1.0	1
	キャベツ+大根+水稻	6.3	キャベツ 1.4 大根 0.9 水稻 4.0	17
	セルリー専作	4.0	セルリー 4.0	14
	セルリー+水稻	6.3	セルリー 3.0 水稻 3.3	21
	セルリー+トルコギキョウ+スターチス	3.4	セルリー 3.0 トルコギキョウ 0.3 スターチス 0.1	16
	菊+スターチス	0.4	菊 0.3 スターチス 0.1	24
	リンドウ+カスミソウ	0.5	リンドウ 0.1 カスミソウ 0.4	22
	カーネーション専作	0.2	カーネーション 0.2	18
	アルストロメリア+ストック	0.11	アルストロメリア 0.1 ストック 0.01	33
	果樹専作	1.1	ふじ 0.8 つがる 0.3	4

	畜産(牛肥育、繁殖一貫)	18 頭	繁殖 20 頭 肥育常時 70 頭	1
	畜産(乳牛)	—	乳牛 23 頭	2

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るには、作業の効率化を進め、土地そのものからの生産性を高めるとともに、担い手の確保と農作業等の受委託体制を整備し、遊休荒廃農地の解消と発生を抑止に努めていきます。

認定農業者や地域の中心となる経営体など、中核的な担い手の経営規模の拡大や統一作物・品目・品種による利用集積を推進し、集落営農組合の育成と作業受委託の推進により、効率的効果的な農用地利用を目指します。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の

効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 基本方針

農業経営基盤の強化促進のため、「茅野市農業振興ビジョン」の実現を目指し、市農業支援センターを中心とした支援体制を整えます。

農用地等の保全と中核的経営体育成の観点から、農事組合法人、集落営農組合等の実践機能を組み合わせた市内一円の組織経営体と個別経営体を交えた育成体系の中で、地域の中心となる経営体への農作業受委託及び農地の利用集積を推進します。

(2) 重点的に推進していく方策

○農業経営基盤強化促進事業

農用地の有効利用を図るため、市ホームページやパンフレットなどを活用し、農業委員会との連携協力により、賃貸借希望農家の意向把握と事業の実施をします。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備計画

本地域の農業近代化施設の整備については、農業協同組合による共販出荷体制が確立しており、乾燥調製施設・野菜集出荷施設・花卉集出荷施設・予冷施設・大型農機具などが整備され、生産拡大に効果をあげてきました。

今や農産物は、消費動向に即応した生産の合理化が求められ、鮮度の高い農産物の供給に加え、食の安心、安全にも強い関心が持たれ、付加価値の高い農産物が求められています。

市場のニーズにこたえられるよう高品質で安全な農産物の供給と一層の生産性の向上を図るため、生産組織の強化とあわせて生産体制にあわせた施設等の整備を進めてまいります。

なお、「茅野市農業振興ビジョン」の基本目標達成のため、園芸品目の産地化を目指した施設整備事業の実施に加え、市内全域の有害獣被害対策として防護柵設置や、土地利用型品目で省力作物であるソバの集出荷施設等の施設整備も行っていきます。

○水稲

米は、本市農業の基本営農類型であり、基盤整備はほぼ完了して生産基盤は整っています。生産組織による機械施設の共同利用、農作業の受委託などの協業共同化を推進し、米生産の合理化と標高別品質の統一を図り生産性の向上を図ること、また一方では有機認証米等の普及に伴う個別張り込みの専用施設等、施設整備を推進します。

○野菜

野菜は、多品目が栽培されており栽培技術の向上を図りつつ、「茅野市農業振興ビジョン」の産地づくりのために、直売などの販路の拡大、創出に取り組みます。また、生産者の高齢化や労働力不足等から敬遠されがちなキャベツ、ダイコン、ブロッコリー等の重量品種については、機械化による省力化を図ります。

また、近年は夏秋イチゴへの取り組みが増えつつあり、産地化を目指した施設の整備を行います。

○花卉

花卉栽培は古くから行われ産地化されています。しかし、連作障害の発生、経営規模の零細性、共選、共販体制の遅れなど生産出荷体制の確立に努め農業経営の近代化を推進するため産地の集団化、大型ハウス等の施設化を図り「茅野市農業振興ビジョン」の園芸品目産地化の実現に努めます。

○果樹

果樹は一部で古くから生産が行われています。温暖化の影響により産地が移動しつつあり、特に本市のリンゴは食味が良いことから有望な品目です。しかし春先の冷害には注意が必要で、防霜ファンによる冷害対策を図ります。

○畜産

本市の畜産は輸入品による価格競争により減少傾向にありますが、牛舎・堆肥舎の増設、優良母体の確保等、競争力の維持と規模の拡大を支援します。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号
		受益地区	受益面積	受益戸数		
有害獣被害対策防護柵	4,500m	上槻木地区			槻木区	付図4 1
	2,800m	広見地区			広見区	付図4 2
	4,300m	芹ヶ沢・糸萱地区			芹ヶ沢区・糸萱区	付図4 3
そばコンバイン導入	3台	市内全域	45ha		茅野市そば生産者協議会	付図4 4
米コンバイン導入	1台	湯川地区	20ha		湯川営農組合	付図4 5
	1台	笹原地区	16ha		笹原営農組合	付図4 6
	1台	丸山地区	26ha		丸山営農組合	付図4 7
	1台	槻木地区	16ha		槻木営農組合	付図4 8
	1台	塩之目地区	21ha		塩之目営農組合	付図4 9
	1台	須栗平地区	15ha		須栗平営農組合	付図4 10

園芸作物産地 づくり支援事業	4 棟	塩之目地区	1, 275 m ²		法人塩之目	付図 4 11
	5 棟	湯川地区	1, 750 m ²		法人湯川	付図 4 12

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業を担う基幹的農業従事者の高齢化が進行する中、今後も農業を持続的に発展させるためには、効率的・安定的な経営体の育成と共に「儲かる農業」、「魅力のある農業」をめざした新たな農業従事者の育成、確保に努める必要があります。

このため、新規就農者の確保、育成を促進するには、市農業支援センター、J A 営農センター及び集落営農組合の機能を活用し、農業改良普及センターとの連携した取り組みにより、I ターン・U ターン等の新規就農者の受け入れ、農家子弟・後継者等への積極的な支援を行い、担い手の確保を図ります。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援活動

(1) 新規就農者に対する農業技術・知識等の習得支援については、集落営農組織や認定農業者、里親制度による里親や農業アドバイザーからの支援と、J A 営農センター技術員や農業普及センター技術員からの総合的な支援を図ります。

(2) 就農相談等への対応は、市農業支援センター及び J A、農業改良普及センターが連携協力して相談・支援を行います。

(3) 農地の幹旋、利用集積への支援は農地利用集積円滑化団体（J A）及び農業委員会、市農業支援センターが連携して農用地の確保等の対応を支援します。

(4) 認定農業者や地域の中心となる多様な担い手等に対する支援活動は、J A 営農センター、市農業支援センターが中心となり営農活動支援及び農地流動化支援を積極的に進めます。

4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、農業従事者の安定的な就業の場を確保するため、農村地域工業等導入計画などにより企業誘致を行い、市内での就業先の確保・増大に取り組んできました。あわせて既存の企業の保護・育成を図っており、不安定な職に従事している兼業従事者の安定的な就業先の確保に努めています。

経済不況が続いていますが、今後とも、就業の場となる産業の振興を図り、雇用の創出や就業機会の増大に努めつつ、農地の流動化対策や地域での農業の推進を通じて、地域の農用地及び農林業資源等の有効利用や農業生産力の維持向上に取り組んでいきます。

専兼業別農家数

	総農家数	自給的農家	販売農家	専業農家	兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
H 17 年	2,739	1,190	1,549	327	1,222	234	988
H 22 年	2,548	1,239	1,309	333	976	160	816

資料：農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

ア 農村地域工業導入法に基づき企業の計画的導入を図り、農業従事者の安定就業を促進するとともに、兼業農家を含めた地域の話し合いにより、農地の流動化及び農作業の受委託を進めます。

イ 地場産業の育成により、市内にある資源の活用や企業等の要望に応じて、各産業（商業・工業・観光・林業・建設産業）各機関が連携し、産業づくりを地域ぐるみで行い、就業機会の確保に努め産業振興を図ります。

ウ 高齢者就業相談室、シルバー人材センター、ハローワークなどの関係機関と連携を密にし、農業従事者の雇用促進を進め安定的就業を図ります。

3 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の農業は、兼業化、混住化の中で市民の職業や生活意識の面で多様化がみられることに加え、農業労働力の高齢化、農業の担い手の脆弱化が進行するなど、農業農村を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような状況の中で、自然との共生と環境や景観の保全に配慮しつつ、河川や公共交通などの生活基盤の確保を進めると共に、地域の防災体制の強化、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

このため、第4次茅野市総合計画に基づく「住みやすく、働きやすく、訪れてみたい緑のまちづくり」という産業経済分野のまちづくりのため、地域住民の参加を得ながら、意欲ある中核農家や地域の中心となる多様な経営体との連帯感の醸成はもとより、農業従事者の福祉の向上、健康の増進、文化的活動への助長を図り、併せて地域における定住条件の整備や次代の農業を担う後継者の確保に努めるものとします。

以上の基本的な考え方にに基づき、計画を進めるにあたっては農用地利用計画との整合性を図り、優良農用地の確保にも十分留意し進めます。

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業振興との関連

農村集落における生活環境の形成にあたっては、森林の自然環境との調和を図りつつ、災害防止対策や農業用水の涵養を確保しながら、利便性が高く快適な生活環境の形成を図っていきます。さらに、自然とのふれあいの場や生活にうるおいを与える景観などとして、森林の保全・活用を図るものとします。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農村集落における生活環境の形成にあたっては、農用地利用計画との整合を図って優

良農地の確保に十分留意するとともに、森林等の自然環境との調和を図りつつ、他法令に基づく土地利用計画との調整を行っていきます。